

自転車損害賠償責任保険等への加入促進



- ・都道府県等に対して条例等による自転車損害賠償責任保険等への加入義務付けを要請
- ・さらに、標準条例(技術的助言)を作成し、都道府県等に周知(H31.2)・支援
- ・情報提供の強化等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進

標準条例の主な記載項目

| 項目 | 対象者 |
|------------------------|----------|
| ①自転車損害賠償責任保険等への加入の義務付け | 自転車利用者 |
| | 保護者 |
| | 事業者 |
| | 自転車貸付事業者 |
| ②自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等 | 自転車小売事業者 |
| | 事業者 |
| | 自転車貸付事業者 |
| ③自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供 | 都道府県 |
| | 学校設置者 |

地方公共団体の条例の制定状況(令和3年4月1日現在)

| 条例の種類 | 都道府県 |
|-------|--|
| 義務 | 22 宮城県、山形県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 ※上記のほか、政令指定市では、千葉市、岡山市において義務条例を制定済み |
| 努力義務 | 10 北海道、青森県、茨城県、千葉県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県 |

※赤字は、令和2年4月1日以降に公布された県(8)及び政令指定市(2)

※青字は、国の自転車活用推進計画が策定された平成30年6月から令和2年3月までの間に公布された都県(13)